

特集



みんなで

支え合う

国民年金

国民年金って？

国民年金は高齢、障がい者、遺族などによって所得が減ってしまったときに安定した生活を支え合っている保険料と国の負担で成り立っています。将来を不安なく迎えるためにも、国民年金制度を正しく理解しましょう。

例えば起こるかもしれない...



高齢になったことによる所得の減少
病気やけがなどによる障がい
家計を支えていた人の死亡

■遺族基礎年金☆
子のある妻 100万2500円(年額)
国民年金に加入していた人が死亡したときに18歳未満の子がいる場合などに、妻または子が受けられます。(一定条件あり)
■寡婦年金
夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3
保険料を納めた期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が年金を受けずに死亡したときに、生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。(一定条件あり)
■死亡一時金
12万32万円
保険料を36カ月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、納めた月数に応じた一時金を遺族が受けられます。
☆印のついている年金額は平成25年10月からの金額です。

■老齢基礎年金☆
満額 77万8500円(年額)
保険料を納めた期間や免除された期間が25年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。(保険料の未納や免除があるときは減額されます)

■障害基礎年金☆
1級 97万3100円(年額)
2級 77万8500円(年額)
65歳になるまでの病気やけがなどによって障がいが残ったときに受けられます。(支払いや免除など一定条件あり)

■特別障害給付金(平成25年度の金額)
1級 4万9500円(月額)
2級 3万9600円(月額)
障がいの原因となった病気やけがなどの初診日が、任意加入しなかった未加入期間(平成3年3月以前で学生、または昭和61年3月以前で第2号被保険者の配偶者であったとき)にあり、障害基礎年金が請求できない人が受けられます。(一定条件あり)

20歳以上60歳未満の全ての人が入る

国民年金には日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が入る。国民年金の加入者を「被保険者」といい、その種類によって保険料の納付の方法などが異なります。



20歳になったら、国民年金

第1号被保険者 自営業者、農業者、学生ら (保険料は自分で納付)	
第2号被保険者 厚生年金や共済組合などに加入している人 (給料から天引き)	
第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者 (配偶者の加入している年金制度が負担)	
任意加入被保険者 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら (保険料は自分で納付)	

こんなときは手続きを!

こんなとき	必要なもの	手続き先
20歳になった	本人確認ができるもの、認め印、学生は学生証(コピー可)や在学証明書	国保・年金課(市役所別館3階)、福祉総合窓口(市役所別館1階)、市民課(市役所本館1階)、支所・出張所
会社などを辞めた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、離職票など退職日の分かるもの	松山東年金事務所(朝生田町一丁目)
離婚などで配偶者の扶養(3号)でなくなった	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、社会保険資格喪失連絡票など	街角の年金相談センター(花園町)
松山市に転入してきた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印	街角の年金相談センター(花園町)
年金手帳をなくした	本人確認ができるもの、認め印	
亡くなった	亡くなった人が加入していた年金制度によって異なります。事前にお問い合わせください。	

年金をきちんと受けるためには?

保険料をきちんと納めていないと年金額が少なくなったり、受けられなくなったりします。老齢基礎年金を受けるためには25年(300カ月)の受給資格期間が必要で、いざというとき、年金を受けられないという事態を避けるためにも、保険料は納付期限内に納めましょう。なお納め忘れがある人や納めるのが難しい人のために、次のような制度があります。

納めるのが難しい人は...申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の手続きを!

申請免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が全額または一部免除されます。受給資格期間に数えられ、一定の割合で老齢基礎年金として計算されるため、未納よりも年金額が増えます。

若年者納付猶予(30歳未満のみ)、学生納付特例(学生のみ)

本人、配偶者(学生納付特例は本人のみ)の前年所得により審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。受給資格期間として数えられますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

「追納」しましょう

免除や納付猶予、学生納付特例の期間の保険料は10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。免除などが承認されている期間中の保険料をそのままにしておくとも老齢基礎年金が減額されますが、追納することで年金額を増やすことができます。※3年度を経過したときには元の保険料に経過年度に応じた「加算額」がつかます

失業特例

離職票などを添付すると、

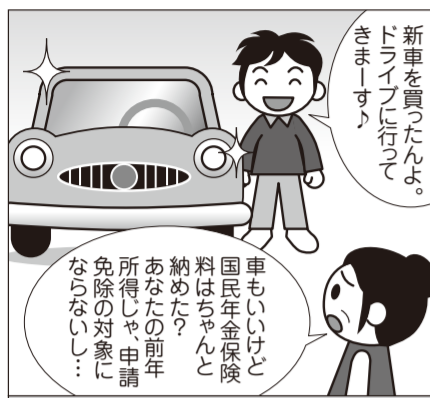
過去10年以内に納め忘れがある人は...後納(平成27年9月末まで)

退職した人の前年所得が審査から除外されるため免除が承認されやすくなります。ただし、ほかの審査対象者に一定以上の所得があると免除が却下されます。

10年以上前に納め忘れがある人、受給資格期間が足りない人は...高齢任意加入

60歳から65歳になるまでであれば、任意で国民年金に加入して保険料を納め、年金額を増やすことができます。受給資格期間が足りない人は最長70歳まで加入でき、期間を満たすと老齢基礎年金が受けられるようになります。

※納める金額は当時の保険料に経過年度に応じた「加算額」を加えた金額です。65歳以上で厚生年金などに加入している人、すでに老齢基礎年金を受けている人は対象外



平成26年4月1日から制度が変わります

①国民年金保険料の免除等が申請できる期間が拡大されます

現在、受け付けできる免除期間は、申請免除と若年者納付猶予が平成25年7月以降のもの、学生納付特例が平成25年4月以降のものとなっています。平成26年4月1日からは、申請時から2年1カ月前までの月分までさかのぼって申請ができるようになります。

②法定免除対象者も納付できるようになります

平成26年4月1日から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。法定免除に該当する人(生活保護法による生活扶助を受けている人や障害年金1・2級の受給者ら)は保険料の支払いが法律で免除されていましたが、納付申し出により、口座振替、クレジットカード納付、保険料の前納、付加保険料の納付および国民年金基金への加入ができるようになります。



まとめて納めると(前納)割り引きされます!

平成26年度 割引額(年間)	① ③ ④		②
	当月未振替	割引なし	600円
6カ月前納	1,480円	2,080円	
1年前納	3,250円	3,840円	
2年前納	該当なし	14,800円	(2年間での割引額)

- 納付方法
- ① 納付書(金融機関やコンビニで納付)
 - ② 口座振替
 - ③ クレジットカード
 - ④ インターネット
- (インターネット・バンキングの契約が必要)

付加保険料とは?
月々の定額保険料に付加保険料をプラスして納めると老齢基礎年金に付加年金(200円×納めた月数)を上乗せして受け取ることができる。(障害年金受給者には付加年金の上乗せはありません)希望する場合は手続きが必要です。
※同時に国民年金基金には加入できません

平成26年度 保険料額
月額 1万5,250円
付加保険料 月額 400円

国民年金保険料はいくら?

お問い合わせは、国保・年金課(市役所別館3階)
2894863355
5・国 9331199
4619
松山東年金事務所 92551946